

高齡福祉課指定管理施設の応募に関する質問回答

番号	質問内容	回答
1	募集要項 1 1 ページ 協定書の締結について 令和 6 年 1 1 月からフリーランス新法の施行を踏まえ、契約方法を見直し、発注者、センター及び会員の三者間における包括契約にて契約しております。 岐阜市発注の他の業務においては、令和 7 年 4 月から実施していますので、指定管理業務でも、包括契約で締結いただけますか。 岐阜市高齢者福祉会館指定管理者管理業務仕様書の資料 9 で示された協定書のひな型に加えて、別紙の協定補足書と会員業務仕様書の追加をする見込みです。 ※ご提出いただいた質問は、質問の趣旨を損なわない程度に要約しております。	関係機関に確認中であり、その回答を踏まえ、協議・対応してまいります。
2	募集要項 8 ページ 委託料の見直しについて 指定期間 2 年目までの決算を基に、委託料の増減を行うとなっていますが、業務の効率化や経費削減などの企業努力により増益（収益）を得た場合は、4 年目以降の委託料は減額となるのでしょうか。 指定管理において、収益を求めてはいけないとの解釈でよろしいでしょうか。	中間見直しは、指定管理者のノウハウで対応しきれない人件費や光熱費の急騰に対処することを目的としています。 そのため、国等が示す経済指標が上昇している場合は、各費目の対予算不足額に関して、経済指標の推移等を勘案し増額の見直しを行うことを予定しています。 一方で、経済指標が下降している場合は、上記同様に各費目の対予算の余剰額に関して、経済指標の推移等を勘案し減額の見直しを行うことを予定しています。 ご質問にいただきました業務の効率化や経費削減などの企業努力により増益（収益）を得た場合は、減額の見直しを行いません。また、上記の事由によらず、予算に対し不足額がある場合は、増額の見直しを行いません。
3	指定管理者が資料 8 の按分率により各団体から集金して支払うものとする。とありますが、集金方法や未収時の対応等については、どのようにすればよろしいでしょうか	集金方法や未収時の対応等については、関係機関に確認中のため、その回答を踏まえ、今後教示いたします。